



除草剤

を減らすためには、

水稲ではなかなか難しいのですが、発生する雑草の種類を見極めた上で、成分の少ない除草剤に対応できる場合は切り替えています。

除草剤を使わない技術としては、田植え直後に米ヌカを撒いたり、アイガモの放飼などがありますが、いずれもかなり手間が掛かり、ひどく雑草が生えた場合には手で取ることもしばしばです。

野菜や果樹では敷き草やマルチフィルムを張って雑草が生えないようにしたり、特に果樹では、暑くなると枯れる草を春のうちに繁らせて雑草を抑える草生栽培などが取り入れられています。

「環境こだわり農産物」を作るときの「琵琶湖・周辺環境への負荷削減技術」って具体的にはどんなこと？

水稲では、水田から濁水を流出させないように、あぜ塗りをしっかりとしたり、浅水で代かきします。そのために、田植え前から看板を立てて、生産者の意識を高めるようにしています。

また、ビニールハウスの天井や肥料袋などの農業用使用済みプラスチックは必ず適正に処理しなければなりません。

例えば、肥料も一時に溶け出すと作物が吸収できずに流出する可能性が高くなりますが、徐々に溶け出す肥料を用いたり、水稲では移植と同時に土の中に肥料をやるなど、作物が効率よく吸収できる技術もメニューのひとつです。



農業用使用済みプラスチックの回収

「環境こだわり農産物」として県の認証を受けるには、どんな手順が必要なの？

「さあ、環境こだわり農産物に取り組もう」とする農業者は、

- ① こうやって栽培します、栽培状況はこの人(確認責任者と呼びます)に確認してもらいますという生産計画を県に申請します。
- ② その内容が OK なら、県は生産計画を認定します。農薬の成分数とか化学肥料とか、基準に合わなければ認定しません。
- ③ 農業者は看板を立てて、生産計画どおりに栽培し、確認責任者はときどき田んぼや畑をまわって、栽培状況を見たり、時には農薬や肥料の購入の確認をします。農薬の種類を変える場合は変更を申請します。
- ④ 収穫時には、それまでの栽培管理記録と出荷販売計画を県に提出して、環境こだわり農産物として認証してもらうよう申請します。
- ⑤ 県は内容をチェックして、さらに栽培ほ場まで出かけて、看板が立っているか、栽培に不審な点がないかなどを見ます。抜き打ちで、農薬や肥料の納品書とか領収書なども確認します。
- ⑥ ここまでの手続きを経て、やっと県の認証を受けることができ、認証マークをつけることができます。